

## 糸魚川市地域公共交通協議会分科会規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、糸魚川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、糸魚川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 分科会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、規約第5条に掲げる事項について、専門的に協議、調整及び協議会への報告を行う。

## （組織）

第3条 分科会は、会長が指名した者をもって組織する。

## （分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会員の互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

## （会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長又は分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて関係する分科会と合同で開催することができる。

## （報酬及び費用弁償）

第6条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は、糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

## （その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年10月3日から施行する。